

第5回 必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム

1. 日時

令和7年2月25日（火） 10:00 - 11:15

2. 場所

オンライン開催

石川県行政庁舎 7階 711会議室

3. 出席者数

40名(事務局除く)

4. 議事次第

- (1) 全体説明
- (2) 標準仕様書：第4回避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム・必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チームでの課題提起に基づく協議
- (3) 導入手順書：個別論点に係る協議(検証および検討)
- (4) 全体質疑・事務連絡

【概要】

- (1) 全体説明

○事務局 上野

定刻となったので開会する。

○石川県デジタル推進監室 成瀬

検討会も5回目となった。毎回ご参加いただいている委員の方に感謝申し上げたい。

先日のデジタル行財政改革会議において、本事業でも検討を重ねている被災者情報を共有する仕組みの全国展開が議題として挙げられているほか、災害対策基本法等の一部法改正では市町村が作成する被災者台帳について都道府県による支援を明確化することなどが盛り込まれた。災害対策基本法等の一部改正案が閣議決定されるなど、地震の教訓等を踏まえてスタートしたこの検討会が大変意義深いものになっていると感じている。

本日は標準仕様書、導入手順書について議論いただくが、年度末までの残りの3回の検討会でもご協力賜りたい。

○事務局 上野

本日の議事に参りたい。仕様書パートの説明をお願いします。

- (2) 標準仕様書：第4回避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム・必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チームでの課題提起に基づく協議

○事務局 井上

本日のアジェンダは全体で30分である。はじめに最終化に向けた取り組みを説明する。今までどのように成果物への反映を行ってきたか、また、今回を含め、いただいたご意見を最終化に向けどのように反映させるかをご説明する。

本会議のゴールと提示内容に関するご説明を行った後、提示内容について課題提起いただいた議題①アクセス制御、議題②複合災害に対応するデータモデルの検討についての対応方針案についてご意見をいただきたい。

標準仕様書の最終化に向けた取り組みについて説明する。12月頃からワークショップの内容を踏まえ、ドラフト作成を行った。各会議体で有識者からいただいたコメントを反映している。また、各コメントをいただいた方々に対し、どのようなコメントをいただいたかを整理している。本日は有識者からのご意見を踏まえ、議題①アクセス制御、議題②複合災害に対応するデータモデルについて検討している。本日いただいたご意見と2月6日の書面レビューにていただいたコメントを含め、最終化に向けた仕様書への反映を行っていく予定である。

本会議のゴールについて、第4回避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム・必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チームからの意見を踏まえ、以下の方針を定める。1つ目はアクセス制御の明確化である。データの権限管理やアクセス権の管理機能を明確に定める必要があるとの指摘があった。また、多様なユーザーが存在するため、どのような概念で権限制御を行うかを明記すべきとの意見も寄せられた。2つ目は複合災害に対応するデータモデルの検討である。発生した災害ごとに被災者情報を管理する意図について議論があり、現行のバージョンでは複数の情報が管理されることで視認性が低下する懸念が指摘された。そのため、これらの懸念を踏まえたデータモデルの検討を進めている。

それぞれの課題について説明を行う。アクセス制御について、石川県の事例を基に今後の方針を示す予定である。個人情報の管理においては、利用目的の達成に必要な範囲で情報を共有できるよう、特定のユーザーやグループ単位でのアクセス制御が求められる。また、石川県の対応については、別途表に整理し、業務の主体ごとに分類した。具体的には、

業務の主担当者、被災市町（A）、避難先市町（B）、都道府県の各主体に分けて記載している。但し書きにあるとおり、主体 A/B と契約を締結した民間団体等も対象に含む想定である。業務に必要な情報に応じた適切なアクセス設定を行う予定である。例えば、被災市町（A）に住民票住所および現居所がある場合は、基本 4 情報・居所・連絡先のアクセスを許可する。一方で、アセスメント記録については、一部機微な情報を含むことを考慮し、アクセス制限を設ける。また、避難先市町（B）において、住民票住所が A、現居所も A である方の情報については、アクセスを不可とする対応を検討している。このように、業務の性質や所属部署に応じて、適切な情報管理を行う方針である。以上について、ご意見をいただきたい。

○内閣府防災 松本委員

アクセス制御は総合防災情報システムでも実施されており、技術的な問題はないと考える。導入を進めるべきである。また、情報の取り扱いに関して、マイナンバーは慎重な管理が求められる情報であり、これまでは使用しない前提で議論が進められてきた。しかし、市町の機密性の高い情報を扱う担当者以外がマイナンバーを閲覧できないように制御することで、取り扱いが可能になるのではないかと考える。この対応方針についてどのように検討しているか。また、技術的に実現可能か。

○事務局 井上

石川県事例ではマイナンバーの利用を行っておらず、現在の標準仕様書では今後の取扱いに言及しているのみである。ただ、今後活用することがある場合は、マイナンバーに関してもアクセス制御を行うことが望ましいと考えている。

○内閣府防災 松本委員

技術的には可能ということか。

○事務局 井上

ご認識の通りである。

○GovTech 東京 杉井様

基本的には提示いただいた内容で問題ない。課題①アクセス制御について、△の記載については、きめ細かい制御が必要であると思われる。行単位・列単位両方で制御ができる仕組みがあるということは、標準仕様書に記載があったほうがよいのではないか。発災した後に機能を実装することを防ぐため、最初から仕組みを作ることを標準仕様書に明記してほしい。

○事務局 井上

標準仕様書に明記する形で対応する。

○事務局 井上

続いて、議題②では、複合災害が発生した場合においても、災害ごとに被災者支援に必要な情報を適切に管理できるデータモデルの検討を行う。石川県の事例では、能登半島地震発生後に奥能登豪雨が発生した。このようなケースにおいて、被災者情報を災害ごとに登録・管理する際の方法について、以下のような管理が想定される。

1 点目として、能登半島地震における被災者情報のリソースエンティティを決定する際、基本的に災害 ID と被災者 ID を付与し、災害名、支援状況、罹災証明などの情報を管理していた。その後、奥能登豪雨が発生した際に、同一の被災者情報に対して2つの災害 ID が付与されることとなり、被災者情報が重複し、管理が困難になる課題が発生した。この課題に対する対応方針案として、石川県の事例を踏まえ、最新の「被災者情報 (R)」と「災害別被災情報」を分けて管理することが望ましいと考えられる。「被災者情報 (R)」では、被災者 ID とそれに紐づく基本情報を管理し、「災害別被災情報」では、被災者 ID と災害 ID を関連付け、罹災状況を把握できるような管理方法を想定している。本議題に関するご意見があれば、お聞かせいただきたい。

○事務局 井上

導入手順書の説明を始める。

(3) 導入手順書：個別論点に係る協議(検証および検討)

○事務局 廣田

2 ページ目に記載のとおり、導入手順書のパートでは以下の3点を協議事項としている。

1 点目はコスト負担の考え方として、システムに要する経費およびその負担軽減策について、2 点目は個人情報取り扱いに関する課題への対応方針、3 点目はシステムの停止フェーズにおける停止の判断基準である。なお、広域被災者データベース・システムの運用期間において、1 点目および2 点目は平時の対応、3 点目は復旧期・復興期の対応として位置付けられる。また、事前にご案内していた議題「マイナンバーおよびその利活用」については、第6回検討チームにおいて説明・協議を行うことに変更する。

本日の協議結果については、導入手順書「3.広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ」の中で、平時の準備フェーズとして3.1.3.庁内システム導入可否の決定および3.1.4.関係者(市町村、関係団体)と協議する事項の整理に位置付ける形で検討している。また、導入手順書の目次構成案については、第4章以降の構成を見直し、改めて修正を行う予定である。

続いて本日の協議の進め方について説明する。4 ページをご確認いただきたい。各協議事項について、事務局より説明を行った後、委員の皆様からご意見をいただきたい。なお、本日の会議以外でもご意見を募集するため、Web フォームを用意している。Web フォームでの意見募集は、2月26日12時まで受け付ける予定である。

導入・運用に必要な経費について説明する。

広域被災者データベース・システムの導入、運用にかかる費用負担の協議にあたっては、システムの導入主体となる都道府県や、利用主体である市町村、関係団体に対して、そのコストと効果が広く理解される必要があると考えている。導入手順書では、そのコストを低減するための取り組みを例示することを想定しており、今回の協議においては、コストを低減するための取り組みとして、実施可能なものについて、ご意見をいただきたい。

一般に、システム導入及び運用においては、7 ページに記載するような経費を要するものされている。広域被災者データベース・システムの導入・運用にあたっては、都道府県とシステムベンダでこれらの費目を参考に、必要になる経費について洗い出しを行う必要がある。8 ページでは、被災者データベースの構築・運用における石川県の実績と、今後広域被災者データベース・システムの導入・運用にあたって可能な工夫として想定されるものを記載している。

ここで委員の皆様にご意見をいただきたい。8 ページの右側では、都道府県が発注者として行うことができる工夫として考えられるものを記載している。ここに記載した内容が実際に可能であるか、また、これ以外に実行可能性が高い工夫として考えられるものがあればご意見をいただきたい。

次に、広域被災者データベース・システムにおける個人情報の取り扱いの協議に移る。10 ページをご覧ください。災害の種別・規模や地方公共団体職員が担う業務等により、個人情報の活用範囲は変化し、様々な場面で判断に迷う可能性がある。災害対応における個人情報の適正な取り扱いや迅速な活用は、被災者支援においても重要だが、個人情報保護法や災害対策基本法に基づいた取り扱い、活用をする必要がある。災害対応の中で、地方公共団体が個人情報を活用するための判断に資するための資料として導入手順書が活用できるよう、個人情報を取り扱うための根拠法令等を提示することを予定している。具体的な災害対応業務として 10 ページ下部に示した 3 つ、広域一時滞在の実施、避難所以外の被災者支援、あらかじめ想定できないケースへの対応を記載する予定である。

11 ページでは広域一時滞在に係る個人情報の取り扱いについて記載している。この業務においては、災害対策基本法 86 条の 8 以下を根拠に、広域避難の実施を行うことになる。災害対策基本法 90 条の 3、災害対策基本法 49 条の 10 以下を個人情報の取り扱いに係る根拠法令としている。また、個人情報保護法 69 条に定める個人情報の利用及び提供の制限に関するものを挙げている。12 ページでは、避難所以外の被災者支援に係る個人情報の取り扱いについて記載している。先ほどの広域一時滞在における根拠法令と同様、災害対策基本法 90 条の 3 と 4、災害対策基本法 49 条の 10 以下、個人情報保護法 69 条に基づき被災者の個人情報を扱う想定をしている。後ほど、それぞれの業務の根拠法令としてこれらを挙げてよいか、また今回挙げたもの以外に活用可能な法令があればご意見いただきたい。災害ケースマネジメントの実施に関して、被災者の災害関連死を防止するた

めには、災害時、在宅や車中泊などの避難所以外で避難生活を送る被災者（避難所外被災者）への支援や、被災者の自立・生活にあたって、再建の意向等を十分に汲み取り、一人ひとりに寄り添った支援を継続的に行っていくことが重要である。被災者の支援に係る情報の連携に関して、継続的に支援を行うためには市町村、都道府県のほか、被災者の抱える多様な課題に対応できる専門性を有した専門家や民間の団体との連携が重要となる。

13 ページでは、あらかじめ想定できないケースへの対応について説明する。被災者支援は、これまでに説明した2つの業務に限定されるものではなく、広域被災者データベース・システムにおいても同様である。それぞれの実務にあたっては、災害法制の理解と最新法令を基とした具体的な対処が求められる。導入手順書においても、石川県の経験を踏まえ、広域災害時に適切に個人情報を取り扱うための整理の手順を記載することを想定している。具体的には13ページの表に定めた手順を記載することを想定している、このほかに考えられる手順がないか、また、具体的にどのような作業が必要かご意見をいただきたい。

○経済産業省 西垣委員

現状条文としての第90条の3と4が対応しており、閣議決定し改正案もオープンになっている。被災者台帳の作成・活用においては、第90条の3と4、改正案も含んで書いている理解でよいか。

また、広域避難者の支援に係る情報連携について、関係者間の情報連携は民間を念頭に置いていると理解している。改正法案上に、被災者援護協力団体の登録制度、登録された民間事業者間の情報連携も入り得る必要がある。ここでそれを書くべきか悩ましいが、新しい法案の86条の6と7、7-2の努力義務がかかってくる。

○事務局 廣田

現在改正案として閣議決定を通過したものが公表されている件は事務局としても認識しているが、根拠法については、現行法を記載している。改正法案の被災者援護協力団体の登録制度、登録された事業者間の情報連携についても記載方法について、引き続き検討する。

○大阪府立大学 菅野委員

#5 本人同意について、避難生活の在り方の検討にて、内閣府で同意の様式を作っていたので、その様式を参照いただいてもいいのではないかと。

○事務局 廣田

様式について確認する。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

13 ページについて、#1～#4には手順の順番を示しているのであれば、違和感がある。想定しえない状況が生じた場合に、広域被災者データベースを活用するのであれば、ま

ず、何のために何をやりたいか、を明確にすることを最初に整理すべき。その際に必要な情報は何か、を整理し、その情報のもととなるデータがどこにあるのか、他帰還にあるのか、本人から聞かないといけないのか等を確認した上で、個人情報の取扱いをどのようにすればいいか、を考えるべき。まさに、14 ページに書いてある項目を整理することになるのではないか。その検討の中で、法令の解釈に疑義があるなら国に聞き、必要に応じて通知を出してもらうように要請をするのではないか。

石川県の場合は、内閣府防災が迅速に法令解釈通知を出してくれたことがあってありがたかったはずで、その点は事例として記載するとよいのではないか。

○事務局 廣田

13 ページについて順序性を想定しているが、状況によっては前後する。P14 に定めた内容を整理する手順を、最初の手順に位置付けるとともに、「石川県の場合」において、内閣府防災から通知が発出されたことについても記載する。

○事務局 下田

最後に広域被災者データベース・システムの停止について取り扱う。特に被災市町、5 都県及び有識者より、①システムの停止の定義について、提示した案で修正すべき内容やご懸念点等はないか、②市町村及び関係団体とのシステム運用の停止協議開始のタイミングとして、提示した案が適切か(より早いタイミングで協議を開始すべきと考えられるか)の2点について、ご意見をいただきたい。

システムの停止については、復旧期、復興期に実施することを想定している。広域被災者データベース・システムの停止の定義として、利用者である市町村職員や関係団体のアカウントが停止された状態を想定している。この定義の考え方として、停止に向けて、利用者によるシステムへの新規データの追加や更新作業を中止する必要がある。利用者が不必要にシステム内の情報を閲覧し続けることで、個人情報漏洩等のリスクに繋がる可能性があるということを踏まえて、管理者による利用者のアカウントを停止(新たな情報の追加入力・閲覧・編集・出力を行うことはできない)した状態を「停止」と定義したものである。

続いて、システムの停止の判断だが、都道府県が単独で決定するのではなく、利用者である市町村や関係団体等と事前に協議を行ったうえで運用停止を決定することが重要であると考え。これら関係者と協議を開始するトリガーとして、主に3つを想定している。

1つ目は広域避難者数の減少で、フェーズとしては発災時～応急期、復旧期、復興期頃を想定している。状況例としては、発災後、広域避難先への避難が終了した場合が考えられる。ポイントは、仮にこのタイミングで運用停止が決定された場合、後続の被災者支援をシステムで実施できなくなることから、復旧期や復興期にシステムを活用する要望や可能性がないか、十分に確認を行うことである。2つ目は被災者支援制度の終了や未申請率

の低下で、フェーズとしては、復旧期、復興期を想定している。状況例としては、応急的な住まいや被災者支援制度が終了または支援制度への未申請率が低下している場合が考えられる。ポイントは、支援体制（人数、予算等）の見直しを踏まえ、関係者間の情報連携方法についても見直しを行い、システムの運用継続が必要か検討することである。3つ目はシステムを活用した地方公共団体独自の支援制度および支援業務の対象者数の減少で、フェーズとしては、復旧期、復興期を想定している。状況例としては、都道府県が独自にシステムの活用を判断した支援制度および支援業務等において、対象者数が減少している場合が考えられる。ポイントは、行政だけでなく、関係団体等が実施する支援策の対象者数も判断対象とすることである。

各主体の取組事項については、19 ページをご覧ください。本システムにおける停止後のコールドスタンバイは、次に広域災害が起こった際に即時起動できるよう、システムを維持した状態を指す。

広域被災者データベース・システムの停止について、関係者間でシステム停止に関して協議する際は、現在実施している被災者支援業務への影響を最小限とすることを考慮することが望ましい。支援状況およびシステム利用状況について確認したうえで、情報連携の実態やコスト等を考慮し、継続の適否について総合的に判断することが望ましい。20 ページに都道府県が市町村との協議にあたり実施する作業案を記載している。システムの業務に対する有用性や利用状況の評価を行うため、市町村や関係団体へのアンケート調査を実施し、業務効率の向上、コスト削減、情報の正確性や即時性、情報アクセスの容易さなどの観点から分析を行う。また、アクセスログを踏まえた利用統計データを収集・分析し、協議開始のトリガーとなる状況に合致するかを判断する。その後、市町村および関係団体との協議を実施し、支援対象者数の把握、支援実施体制や情報連携方法の確認、システム継続の必要性およびその理由、代替手段の有無、システム評価や課題の整理などを行う。協議の結果を踏まえ、都道府県庁内での議論を行い、市町村や関係団体等との合意形成を進める。その上で、システムの運用継続または停止の決定を行う。運用を継続する場合は、システム利用における課題への改善策を検討し、運用継続に向けた予算要求を行う。運用を停止する場合は、停止後の代替手段の検討・確保、運用停止時期の調整、最終的な停止の決定を行う。

停止の手順として、実施中の被災者支援への影響を鑑み、停止までに十分な時間を確保し、市町村への情報提供の根拠として、システムの停止について通知を実施することを想定している。円滑なデータ引き継ぎを行えるよう、手順の整理および市町村への共有を実施し、引継ぎ後に適切な方法でデータを削除する。21 ページシステムの運用停止決定後にシステム管理者である都道府県で実施する作業案を記載している。都道府県におけるシステム運用停止に伴い、以下の手順で通知、データの引き継ぎ、データの削除を実施する。まず、運用停止の通知として、都道府県はシステム利用者（市町村・関係団体）および被災者に対し、システムの運用停止を周知する。システム利用者には、運用停止の理由、予

定日、削除・引き継ぎ予定データを記載した通知を発出し、被災者には、都道府県による被災者情報の利用を終了する旨をチラシや広報誌、都道府県 HP などを通じて周知する。次に、データの引き継ぎを実施する。平時から引き継ぎ手順を整理し、市町村と共有するとともに、データ項目や形式を決定する。運用停止決定後は、市町村と引き継ぎ時期を協議し、システムからエクスポートしたデータを提供する。さらに、データ削除後には、災害対応の課題を記録し、統計データを作成する。最後にデータの削除を行う。データ引き継ぎ完了後、システムに登録されたデータを適切な方法で削除し、削除の記録を文書化するとともに、個人情報ファイル簿の公表を終了する。

○内閣府防災 松本委員

利用停止となった後、データが削除されるまでの間、システム運用ベンダとの関係では災害モードが続く位置づけになるのか。コストを低減するにはどうしたらいいかの議論があったが、差異はあるか。データが削除されるコールドスタンバイの状況は、システムベンダへの業務負担やサーバー利用料についてフェーズが変わる扱いになるのか。停止までのイメージしているタイムスパンがあれば教えてほしい。

今の石川県の状態や、停止までのプロセスに照らし合わせたときの石川県が位置する状況について教えてほしい。

一般への周知について、データを市町が持っているのか都道府県が持っているのかを一般の人はあまり気にならないのではないか。こういった意図で想定されている作業か。

○事務局 下田

広域被災者データベース・システムにおけるコールドスタートとは、次の災害が発生した際に直ちに起動できる状態を想定していることから、システム停止後も管理費用は発生し続けるものと認識している。タイムスパンについて、1～2 週間で終了するものではなく、他のシステムでは通知発出から停止予定日まで1～2 か月程確保している例があると認識している。

石川県では引き続きシステムの運用は継続することから、停止に向けてアクションを起こす段階に来ていない。一般への周知について、本人同意を念頭に置いている。市町村では被災者情報を扱い続けるが、都道府県における取扱いを終了することを示す必要性を感じている。

○加賀市 岩城委員

データ削除にあたり、データが各市町村に渡されると理解したが、この後にデータをどのように扱うべきかについて、どこかで説明される予定はあるか。

○事務局 下田

データの引継ぎで共有することを手順として定めている。引継ぎ後に管理すべきかについても、平時に議論すべき項目として想定している。管理方法は市町村によって異なる理

解であるため、一概にこちらで決めるものではなく管理手法の可能性を含めて協議をしていただく必要がある認識である。

○GovTech 東京 杉井様

データ削除後にデータを戻して確認することは想定しているか。それにより保存の方法も決めておかなければいけない。データ削除の必要性は理解しつつ、万が一の場合を考えて例えば5年間バックアップを取っておくことを想定しておいたほうがいいのか、何かの制度に従い消さなければいけないこととなっているのか。

○事務局 下田

データを戻すという前提は想定していない。過去の記録が必要となった場合は、システム内のデータを削除した後でも、記録を各自治体で残しておくことが必要になると思料。アクセスログなどから統計データを取得する旨も記載する。データの削除について、ワールドスタンバイに戻すことを前提とするが、データ引継ぎ後、ただちに都道府県の手元からデータを完全に削除できるものではないと理解している。情報管理の規定に準じて、適切な方法で削除することを想定している。

○加賀市 岩城委員

都道府県で広域に扱われたデータが、他の市町村で扱われたデータがすべて降りてくるのか。それとも市町村ごとに持っているデータを扱われるのか。旅行者など、通過者の情報もあるため、都道府県だけが持っていて、市町村にすべてのデータが移譲できないものもあるのではないか。

○事務局 下田

アクセス制御の考え方に基づいて共有されることを想定している。

旅行者などの通過者の情報についてご理解の通り。他方で都道府県においてただちに情報を削除するのではなく、規定等に基づいてデータ削除をすることから、情報を保持する期間は一定程度あると想定している。

○事務局 下田

意見交換は以上で終了する。

(4) 全体質疑・事務連絡

○事務局 上野

もし全体で質疑があれば挙手いただきたい。

○銀座パートナーズ法律事務所 岡本委員

広域一時滞在にあたっては、被災地と受け入れ先の各都道府県や市町村等登場人物が多くなるので、個人情報の流れを整理して図式化しておいたほうがいい。特に災害対策基本

法 86 条の 8 や同法 86 条の 9 は、「提供しなければならない」と記載されており、広域被災者 DB を作っておかなければ対処できないと考えられる。石川県の経験を踏まえて 1 年以上取り組んできた我々の動きと法改正が合致していると評価している。また、「被災住民情報」には要配慮者情報が含まれる。災害対策基本法 90 条の 3 以下の被災者台帳を作るか否か関係なく、要配慮者情報を「被災住民情報」と共に提供することもあるため、高齢者等の福祉情報を提供することになるはずである。福祉関係の部局の情報をどのように連結するかも念頭においてほしい。

○経済産業省 西垣委員

今回の改正案は、被災者台帳を活用する事例と被災者データベースを活用する事例とで分けている。都道府県が被災者台帳に作成権限を持つかどうかという議論がある中、あえて今回の改正では 90 条の 3, 4 では市町村を後ろから支援するということにのみ都道府県の位置づけを行っている。情報のやり取りが出来なかったという石川県事例での課題の解消は、バックアップという形では反映したが、被災者台帳の作成そのものには都道府県を反映しなかった。むしろ石川県が運営してきた被災者データベースは、被災者台帳という個人情報が増える状況を越えて災害ケースマネジメントのような発災直後、それ以降も数年にわたって続ける被災者データベースというものの必要性をジャッジさせたのが石川県事例だったと考えている。被災者台帳という 90 条の根拠が資料に記載されていたが、被災者の支援に係る情報の連携に関しては 90 条の 3,4 や避難行動要支援者名簿だけではなく 86 条の 8 や民間団体を登録する情報規定であるが、ここにおいて記載するかが悩ましいところであると感じた。86 条の 8 の図表化という岡本先生のご提案を受けるのであれば、取り扱いに係る根拠法令も書き分けた方が良いのではないかと考えた。本事業においての 90 条の 3,4 の記載の構成はこのままでもよいと考えているが、始めに本資料では今回の法案改正の分け方を加味されていないという但し書きがあると望ましいと考えた。

○銀座パートナーズ法律事務所 岡本委員

災害対策基本法案改正を踏まえた被災者 DB の位置づけについては言及していただきたい。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

3 月 17 日の第 4 回検討 WG の際に標準仕様書・導入手順書に関するこれまでの議論が反映された資料が確認できれば良い。タイトなスケジュールではあるが、良い成果物ができるとよい。よろしくお願いいたします。

○事務局 上野

もし全体で質疑があれば挙手いただきたい。次回は 3 月 4 日に第 6 回検討チームを開催。出欠についてフォームでご連絡いただきたい。

以上で本日の会議を終了する。

(以上)